

7・2 船員労務関連

7・2・1 船員の働き方改革

船員の働き方改革については、交通政策審議会海事分科会船員部会における議論を経て、船員法および船員職業安定法が改正され、2022年4月1日(一部2023年4月)に施行される運びとなった。主な改正内容として、船社は労務管理責任者を選任することにより、雇用・派遣を問わず船員に関し適正な労働時間の管理と労働時間等に応じた適切な措置を実行することとなる。